

新制度の特色は次の諸点である。

- (1) 国の制度も適用除外される制度のいづれにおいても、稼働期間中 (working life)に積立てた年金権は一般所得水準との関係を保持するよう保証し、既裁定年金はインフレーションから完全に守られること。
- (2) 女子は、同一の勤労所得レコードを有する男子と同一の年金を保証されること。
- (3) 40年以上もの被用者期間を条件とせず、20年の新拠出を納付すれば最初の完全年金を支給すること。
- (4) 寡婦に対する死亡および長期傷病ならびに障害年金を退職と同じ条件でカバーすること。
- (5) 適用除外制度が見えねばならぬ審査は、その加入者本人ならびにその妻にたいし適切な措置を確保せしめるようにすること。

新制度の要点は、積上げとそれにもとづいて支給される年金権がインフレーションに完全に対抗する点である。現行のグラジュエイティッド制度の大きな欠陥はそうした防備をもたないことである。前政府のリザーブ年金案もインフレ防衛を保証しない。新制度による所得比例年金権の価値は、勤労所得一般の伸びに応じて過去の勤労所得を再評価することによって、働き期間中の所得を維持する。すなわち、平均勤労所得者の勤労所得額はどの年次についても再評価されるので、それは本人が退職する年の平均勤労所得を意味する。一たん、年金が裁定されれば、基本レベル部分は現在時点の勤労所得水準との関連を維持するように引上げられ、残りの部分は物価上昇から完全に守られることになる。

表C 被用者および使用者の拠出（1974年現在価格）

週勤労所得 (ポンド)	1975年4月		新 制 度 非 適 用 除 外		新 制 度 適 用 除 外	
	被用者 (ポンド)	使用者 (ポンド)	被用者 (ポンド)	使用者 (ポンド)	被用者 (ポンド)	使用者 (ポンド)
15	0.82	1.27	0.97	1.50	0.85	1.30
30	1.65	2.55	1.95	3.00	1.45	2.20
45	2.47	3.82	2.92	4.50	2.05	3.10
70	3.79	5.86	4.55	7.00	3.05	4.60

- （注）1. 自営者は、週2.41ポンドの定額拠出（1974年価格）所得が週30ポンドをこえる場合、こえる部分（70ポンドまで）につき8%の比例拠出ができる。  
 2. 被用者、自営者および非被用者とも、10ポンド未満の勤労所得者は強制拠出免除、但し、本人の希望により週1.90ポンドの任意拠出ができる。

The Times, Sept 12, 1974

（田中 寿 国立国会図書館）

## 私的年金改正法の成立

（アメリカ）

さる8月22日、連邦議会は、私的年金プランに連邦の最低基準を設置する法案（HR 2）の最終審議を終了し、大統領のサインを貰う手続を行なったが、これに対してフォード大統領は9月2日の「労働の日」に法案にサインをするつもりであると8月23日に発表している。

企業の破産、合併および無法な雇主のために、被用者が年金受給権を失うことを妨ぐためのHR 2は、第93回連邦議会に付託された主要法案の1つであり、被

用者の年金権を保証する連邦の最低基準を私的年金プランに設置しようとするものである。

私的年金プラン改正に関する連邦議会の7年間の努力は、私的年金プランに対する初めての連邦の規制法という形で示された。

合衆国における2,300万から3,500万の労働者は、現在、少くとも1,500億ドルの資産を有すると目される私的年金プランでカバーされており、今度の改正法によりこれらの労働者の福祉がいっそう増強されることになった。

### 主な改正点

法案は、企業に年金プランを設置することを義務づけてはいないが、もしも企業が年金プランをもっている場合、またはもとうとしている場合には、一定の連邦基準に従うことを要求している。一般に、雇用後1年を経過した25歳の被用者は全て企業の年金プランに加入しなければならない。雇主は、定年まで同一の企業に就労したか否かを問わず、一定の期間被用者が就労したあとは、年金権を被用者に保証する3つの方式（この内容は後述する）のうちいずれか1つを選ぶことができる。

また、年金基金が給付を支給するために十分な資金をもつことを保証するために、H.R.2は最低の財政基準に関する規定、ならびに企業の破産においても給付の支給を保証する連邦経営の年金プランの保険公社の設置に関する規定を有している。さらに法案は、年金基金の管財人によって従われるべき規則をも設けている。

このほか目立つ改正点は、年金プランによってカバーされない者について、特別な税を徴収することによって退職年金の受給資格を取得させる規定を設けたことであった。また自分自身の年金プランを設けている自営業者に関する規定をあげることができる。従来の法では、自営業者は年額2,500ドル以上にはならない収入の10%までを無税扱いで年金プランのためにとておくことが認められていた。それが今回、彼らは7,500ドルの上限で収入の15%までを年金プランのため

に無税で用意することができる。低所得の自営業者については、この金額が750ドルか収入の100%で、いずれか低い方の額となっている。しかしながら、年収10万ドル以上の自営業者は年金プランをもつことが認められない。

なお、年金プランに加入している高給の被用者の給付年額を75,000ドルまたは最高賃金時の3年間にに対する平均補償額の100%か、いずれか低い方の額を限度としたことがあげられる。

この新法実施の効果について8月26日付の「U.S. News & World Report」誌は、合衆国のほとんどすべての被用者および自営業者は、私的年金制度に関する今回の画期的な改正の影響をうけることになると報じている。そして次のように実際的影響をあげている。

- 今までよりも多くの被用者、とくに若年被用者は私的年金プランに組み込まれ、退職年金の積立を開始することになる。
- 転職する被用者のほとんどは、今までほとんどの者が、これまでの企業の年金権を失ったが、今後は年金権を保留することになる。
- 年金基金は、より適当に財政を運用されることになり、もし企業が破産するような場合でも、年金給付は保証されよう。
- 生存配偶者は退職労働者が死亡した場合でも、私的年金による保護をうけることになる。
- 自営業者および自由業の者ならびに農業従事者は、退職年金への積立分が無税になり、給付額においてもドラマチックに増額されよう。
- 私的年金プランでカバーされない被用者は、無税の給付を後にうるよう個人の年金制度のための拠出ができるようになろう。

### 両院協議会の審議

#### 1. 年金プランへの加入・受給資格

25歳で1年の就労年数を有していれば、企業の年金プランに加入することができるとした年金加入資格に関する下院の見解に事実上両院協議会は同意した。

25歳未満で雇用された場合、被用者が25歳に達した時に年金プランへの加入が認められる。しかし新規の被用者の年金プランへの加入は3年間延期することができる。3年が経過して年金プランに加入した場合、その3年間も拠出によって加入期間にみなされることができる。

比較的老齢の被用者については、企業の通常の定年に達する5年以内の者でないかぎり、年金プランから除かれることはできない。またパートタイマーおよび季節労働者も保護されている。彼らは、年間少くとも1,000時間を就労すれば、年金プランでカバーされなければならない。いったん就職したあとで、再び以前の職場に戻った場合には、雇主は被用者に給付のロスがない形で職場の年金プランを再適用しなければならない。

なお雇主は、被用者の年金権について次の3つの方法のうちいずれか1つを選択できるようになった。

- (1) 就労後少くとも5年を経過すれば、25%の年金権を取得できるものとし、次の5年間はそれぞれ毎年5%の増加、さらに次の5年間は毎年10%ずつ増加して、全部で15年が経過すれば完全年金の受給資格を有するものとする。
- (2) 就労後10年を経過した場合にのみ、以前の職場での年金権を加算できるものとし、それまで転職せず、就労後10年を経過したものは完全年金権を有するものとする。
- (3) 被用者の年齢と就労年数が合計で45年に達する場合には、少くとも50%の年金権を有するものとし、以後毎年10%ずつ加算し5年であとの50%を取得できるものとする。

両院協議会は第3の方法について、被用者の年齢と就労年数の合計が45年にならなくとも、就労後10年を経過するものであれば50%の年金権を有するとした下院案を訂正した。

## 2. 年金給付保険公社の設置

両院協議会は、企業の破産または年金基金の不足によって、給付額を支給できない場合の年金プランの保険に関する上院案に同意した。H.R.2の最終審議は、労働長官、商務長官および財務長官によって指導される「年金給付保険公社 Pension Benefit Guaranty Corporation」を労働省内に設置することについてであった。この場合労働長官が委員会の長となる。

法施行後1年間は、単一の雇主の年金プランは、加入者各自に1ドルの保険金を払い込むよう要求することになる。多くの雇主のプランは加入者各自に50セントの保険金を払い込むよう要求することになる。その後の保険料については、下院の見解によるところとされる。

下院の見解は、労働省内に労働長官と省内のその他のもの2名とに指導される年金給付の保険公社を設置するというものであった。下院見解にもとづけば、この保険料率は初年度に1人当たりのレートを要求しない方式で決定される。

年金プランは、全般的に、保険公社によって保証されることを要請する法律にもとづいてカバーされる。公社によって保証される年金給付額は、被用者の最高賃金時5年間にうける平均補償月額の100%をこえない額、または月額750ドルかいいずれか低い方の額である。

## 3. 年金権の移転

被用者が1つの職から別の職に移る場合、自分の年金権を移転できるよう雇主に強制できる規定を下院も上院も設けようとはしなかった。しかしながら、上院案は「年金給付保険公社 Pension Benefit Guaranty Corporation」によって管理されるべき年金権移転に関する任意的な制度を設けていた。そこで両院協議会は、この事項について、被用者が離職するにあたっては60日以内に、今までの年金積立分を無税の個人の退職年金制度に移すことができる規定に同意した。そして新たな雇主の許可があれば、被用者は個人の退職年金制度に移した年金積立分を新たな企業の年金プランに移すことができるようになった。つまり、新法実施の効果として、被用者は雇主の許可があれば、別の会社に移

るさいに年金権の移転も可能となつたが、この場合に年金権の移転に関する雇主の許可は強制できるものではない。

### 新法に対する批判

新法は全般的な支持は得ているものの、若干の議員による批判も見うけられる。

Michael J. Harrington (民主党・マサチューセッツ州選出)は、1人の雇主から別の雇主に年金権を移転することを強制する規定が欠けていることを指摘して「この立法は雇用の完全な自由を妨げている制限の若干を改正するいっぽう、被用者に年金権を取得させるために、一定の期間1か所の雇用場所に止まる必要を認めることで被用者の就労を完全に自由にしていない」と語った。

また James M. Collins (共和党・テキサス州選出)は「連邦政府は私的年金の分野にまで介入すべきでない、なぜならば連邦の干渉は私的年金プランの自由な発展を妨げ、政府規制を強化する事態になるであろうから」と批判している。

The Christian Science Monitor, Sept 4, 1974.

U.S. News & World Report, Aug 26, 1974.

Congressional Quarterly Weekly Review, Aug 24, 31, 1974.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

### 社会保障こぼれ話

#### 社会保障法の改正(1974年)

(アメリカ)

1971年に、社会保障の分野では、7月の公法93-335号と8月の公法93-368号による改正が行われた。これらの改正は次の主要な内容を含んでいた。

補足的保障所得制度(S S I)の給付では、社会保障の現金給付に物価指標の変化を対応させた自動的調整が行なわれる場合、同一の調整率を用いて同じ月の給付から自動的に給付額と所得制限の上限を、引上げられることになった。また、州政府がS S Iの給付を受給できる該当者に、前払い式暫定的な支払いを行った場合に、連邦政府がその州政府に給付費を払い戻すことになった。

健康保険の医療給付では、医師の養成に当る学校や教育病院で教育や指導を担当する医師の医療サービスについて、医療費をカバーする期間の延長が含まれている。

また、社会保障制度で所得とみなす範囲に、農場を貸したときの地代は所得に含められていたが、農業管理者を用いて農業を経営する場合や、農場主が商品である農産物の生産に事実上参加しない場合には、農場から得た所得が対象に含まれないことになった。

なお、前述したS S Iの制度による受給者には、生活困窮者に支給する食料切符を支給していなかったが、所得が所定の水準以下の場合には、老齢者、盲人、廃疾者を対象に食料切符が支給されることになった。

さらに、失業率の高い州では失業保険給付の受給期間を延長する改正も含まれていた。

Social Security Amendments, 1974, Social Security Bulletin, Vol.37, No.10, Oct, 1974, pp. 40~41 and 50~51.

(平石長久 社会保障研究所)